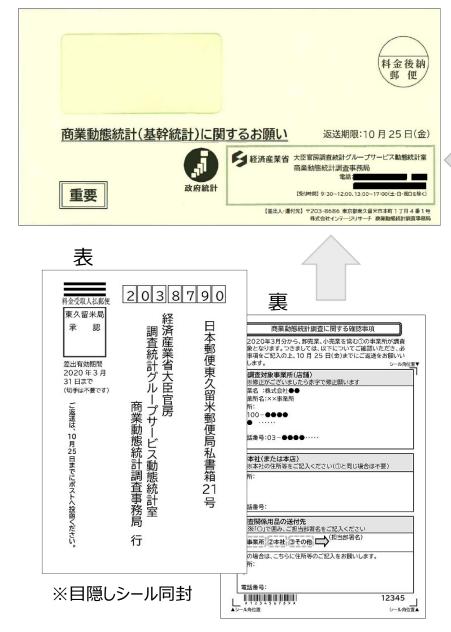
現在、株式会社インテージリサーチを通じて、2020年3月分からの調査対象事業所に確認を行っております。以下の封書がお手元に届きましたら、同封のはがき裏面をご確認いただき、目隠しシールを貼付の上ご返送願います。

ウグイス色の封筒



調査対象事業所及び送付先確認のお願い



調査対象事業所及び送付先確認のお願い

平素より、経済産業省が実施する各種統計調査にご理解をいただき、誠にありがとうございます。

経済産業省では、毎月、全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにすること、当的として、統計法に基づく基幹統計調査として「商業動態統計調査」を実施しております。

貴事業所におかれましては2020年3月分から調査の対象となりますので、調査 先立ち、貴事 所の事業所情報を確認させていただきます。(引き続き対象となった事業所に関しましても மகம 願い なります。)

■商業動態統計部 こついて

【調査の概要

全国の商業を営むサネッカスの、 業の 業活動の動向を明らかにすることを目的とし、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹 統計である「商業動態統計」を作って、5. 少、経済産業省が毎月実施している報告義務のある統計調査です。

【調査の対象

商業動態統計調査は標本顕査であり、全国の商業を営む卸売・小売事業所(平成28年経済センサス・活動調査による約136万事業 所)から、①特に指定された規模の大きな事業所、②一定の基準によって無作為に選ばれた事業所を調査の対象としており、調査対象 事業所は経済産業大臣が指定しております。

【調査の内容

事業所ごとの毎月の商品販売額、月末従業者数等についての調査です。

【調査の結果

皆様方から提出していただきました調査票は、経済産業省で集計し、その結果を「商業動態統計速報」及び「商業動態統計月報」としてインターネットにより、毎月公表しております。

(経済産業省ホームページ https://www.meti.go.jp/statistics/index.html)

調査の結果は、政府が行う景気の基惠判断(I月段経済報告」や「景気動向指数」など)の主要な基礎データとして利用されているほか、 GDP(国民経済計算)を作成するための基礎資料や、国や地方公共団体で実施する商業政策及び中小企業振興政策などの基礎資料と して幅広へ利用されています。

(木件に関する問合せ先)

経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室 商業動態統計調査事務局